規則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

会計検査院長　田中　弥生

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二東京地下鉄株式会社の項を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　令和六年十月二十二日以前の期間に係る東京地下鉄株式会社の計算証明については、なお従前の例による。